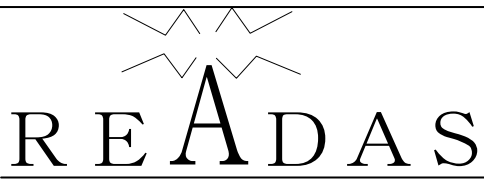


第 5543 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月 1日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 資本的支出と修繕費

Q：資本的支出と修繕費の区別の判断基準となる事例はありませんか？

A：次のような通達があります。

【解説】

法人税には、次の資本的支出と修繕費の例示が掲げられています。

【資本的支出】

- ①建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- ②用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- ③機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
(注)建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

【修繕費】

- ①家屋又は壁の塗替
- ②家屋の床のき損部分の取替
- ③家屋の畳の表替
- ④き損した瓦の取替
- ⑤き損したガラスの取替又は障子、襖の張替
- ⑥ベルトの取替
- ⑦自動車のタイヤの取替

(注)自己の使用に供する等のため、他から購入した固定資産について支出した金額又は現に使用していなかった資産について新たに使用するために支出した金額は修繕費としない。

